

議案第 64 号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をするため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

1 相手方

桐生市仲町二丁目 11 番 4 号
株式会社 perk
代表取締役 小林 宏明

2 訴えの内容

- (1) 相手方に対し、桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則、基本協定書、指定管理者業務仕様書、年度協定書並びに使用料等の収納事務委託契約書(以下「条例等」という。)に基づき、次に掲げる金額の支払を求める。
 - ア 相手方が施設使用者から徴収した令和 7 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの使用料 1,413,855 円
 - イ 令和 5 年 4 月に相手方が自主事業として設置したウッドデッキ(基礎部分)の撤去費用 93,500 円
- (2) 相手方に対し、条例等に基づき、令和 7 年 10 月分から令和 8 年 3 月分までの月次事業報告書及び令和 7 年度年次事業報告書の提出を求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3 訴えの理由

相手方は、桐生市黒保根町に所在する桐生市利平茶屋森林公園(以下「森林公園」という。)の指定管理者として、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、森林公園の指定管理業務を受託していた。

森林公園の使用料は、桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例に規定されており、使用料等の収納事務委託契約に基づき、相手方は施設使用者から徴収した使用料を桐生市に納付することとなっていたが、1,413,855 円の未納が生じているため、当該金額の支払を相手方に対し請求しているものの、現在に至るまで支払われていない。

また、相手方が令和 5 年 4 月に森林公園内のテントサイトに自主事業として設置したウッドデッキについて、指定管理期間の終了に当たり、条例等に基づき、原状回復を求めたものの、相手方による適切な対応が行われず、現在も

ウッドデッキの一部が森林公園内に存置されている。そのため、桐生市が撤去作業を実施する必要がある、その撤去費用として93,500円を要する。

さらに、森林公園に係る事業報告書について、条例等に基づき、相手方に提出を求めているものの、令和7年10月分から令和8年3月分までの月次事業報告書及び令和7年度年次事業報告書は、現在に至るまで提出されていない。

以上の理由により、訴訟費用を含め支払等を求め、訴訟を提起する。

議 案 説 明

議案第 64 号 訴えの提起について

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、桐生市利平茶屋森林公園の指定管理者であった株式会社 perk に対し、未納となっている同森林公園に係る使用料、ウッドデッキに係る撤去費用の支払等を求めるため、訴えを提起するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものです。